

## 管外出張等の事務取扱いについて

決 裁 昭 46. 12. 14  
改 正 令 3. 10. 6

1 次の各号に掲げる日帰管外出張並びに車及び船による日帰管外出張は、「庶務事務システムの旅行命令申請（市内・日帰管外）」を用いること。庶務事務システムを使用しない職場においては「管外・市内出張命令簿」を用いること。

(1) 次に掲げる地域内への出張

大阪府 泉南市、阪南市、泉南郡田尻町、岬町及び豊能郡能勢町並びに勤務地内を除く各市町村

兵庫県 尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、伊丹市、宝塚市、川西市、及び三田市

京都府 京都市、宇治市、長岡京市、向日市、城陽市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、相楽郡精華町及び木津川市

奈良県 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、橿原市、大和高田市、御所市、生駒市、香芝市、生駒郡斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、磯城郡田原本町、川西町、三宅町、北葛城郡王寺町、広陵町、河合町、上牧町及び葛城市

(2) 次に掲げるＪＲ西日本各線区間への出張

東海道本線 近江八幡駅まで 阪和線 全区間

山陽本線 姫路駅まで 紀勢本線 和歌山、海南駅間

加古川線 加古川、厄神駅間 湖西線 北小松駅まで

福知山線 篠山口駅まで

山陰本線 園部駅まで

草津線 草津、石部駅間

関西本線 伊賀上野駅まで

(3) 大阪近郊各私鉄による、おおむね100kmの区域内への出張

## 管 外 ・ 市 内 出 張 命 令 簿

決裁欄				命 令		出張先 用 件	氏 名	確 認	
		担当係長	係員	月 日	時 間			月 日	時 間
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで
					時 分から 時 分まで				時 分から 時 分まで

出張を命じられた場合は、その日時を記入すること。

出張先において予定を変更しようとするとときは、都度連絡し、承認を得ること。

また、緊急その他やむを得ない事由により事前に連絡できなかったときは、事後速やかに報告し、承認を得なければならない。